

岩見沢市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 岩見沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「形成計画」という。）の作成に関する協議及び当該形成計画の実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項などを協議し、岩見沢市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みを推進するため設置する。

（事務所の位置）

第2条 協議会は、事務所を岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号岩見沢市役所内に置く。

（所掌事務）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事務を行う。

- （1）持続可能な地域公共交通網の形成に資する取り組みに関すること。
- （2）形成計画の策定及び変更の協議に関すること。
- （3）形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- （4）地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等の協議に関すること。
- （5）前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第4条 協議会は、下記の各号に掲げる区分の中から岩見沢市長が委嘱する委員をもって組織する。

- （1）岩見沢市
- （2）公共交通事業者
- （3）道路管理者
- （4）公安委員会
- （5）地域公共交通の利用者
- （6）学識経験者
- （7）その他市長が必要と認める者

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員のうち行政機関の職員である者の任期は、当該行政機関の職にある期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員（第1項ただし書に規定する委員を除く。）が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査委員 2名

(会長)

第7条 会長は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(監査委員)

第9条 監査委員は、委員のうちから会長が指名する。

2 監査委員は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告する。

(協議会)

第10条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を委員に通知しなければならない。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 会議に付議する事項

(協議会の運営)

第11条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、公開するものとする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認めるときは、その一部又は全部を公開しない。

5 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、岩見沢市の負担金、国からの補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項の報酬及び費用弁償の額、支給方法等は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散するときは、協議会の収支は、当該解散の日をもって終了し、会長であった者がこれを決算するものとする。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、岩見沢市企画財政部企画室に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が指名する者をもって充てる。

4 前3項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(委任)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年1月26日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この規約の施行後最初の委員(第5条ただし書に規定する委員を除く。)の任期は、同条本文の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

岩見沢市地域公共交通活性化協議会会議運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、岩見沢市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）

第11条第5項の規定に基づき、岩見沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 委員は、会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

2 規約第11条第4項ただし書の規定により会議の一部又はその全部を非公開とするときは、委員の過半数の同意を得なければならない。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画し、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（代理出席）

第4条 規約第4条に定める委員が、やむを得ない理由により協議会の会議に出席することができないときは、当該委員が属する機関及び団体から代理者を出席させることができる。

（会議の開催等）

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議録の調整）

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

（1）開催の日時及び場所

（2）出席した委員の氏名

（3）議題及び議事の要旨

（4）前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が確認した日をもって確定するものとする。

（傍聴）

第7条 何人も、規約第11条第4項ただし書の規定により会議が非公開とされたときを除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年1月26日から施行する。

岩見沢市地域公共交通活性化協議会会議傍聴規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、岩見沢市地域公共交通活性化協議会会議運営規程（以下「運営規程」という。）第7条第2項の規定に基づき、岩見沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴人の定員等）

第2条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者とする。

2 議長は、会議を開催する会議場の都合により傍聴人の定員を定めることができる。

（傍聴の手続）

第3条 一般傍聴人は、一般傍聴人受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 報道関係者は、報道関係者受付簿（様式第2号）に報道機関の住所、名称及び傍聴しようとする者の氏名を記入しなければならない。

3 前条第2項の規定により一般傍聴人の数を制限したときは、先着順で一般傍聴人を決定する。

（傍聴席に入ることができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。

（1）人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者

（2）酒気を帯びている者

（3）張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり等を携帯している者

（4）笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

（5）前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがある者

（傍聴人の守るべき事項）

第5条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

（1）会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

（2）談論、放歌、高笑その他会議の妨害となる行為をしないこと。

（3）はち巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。

（4）飲食又は喫煙をしないこと。

（5）みだりに席を離れないこと。

（6）不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。

（7）前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影及び録音等)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の承認を受けなければならない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、事務局の職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、規約第11条第4項ただし書の規定により会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴者がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成27年1月26日から施行する。

様式第 1 号 (第 3 条関係)

平成 年 月 日

平成 年度 第 回

岩見沢市地域公共交通活性化協議会

一 般 傍 聴 人 受 付 簿

No.	住 所	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
1 0			
1 1			
1 2			
1 3			
1 4			
1 5			

平成 年 月 日

平成 年度 第 回

岩見沢市地域公共交通活性化協議会

報道関係者受付簿

No.	報道機関名	所在地	傍聴者名	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

岩見沢市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

- 第1条 この規程は、岩見沢市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、岩見沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

- 第2条 協議会の予算は、岩見沢市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とし、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。
- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
- 3 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度、予算を調整し、年度開始前に協議会に諮り、承認を得なければならない。
- 4 会長は、前項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに岩見沢市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

- 第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整して協議会に諮り、承認を得なければならない。
- 2 前条第4項の規定は、前項の補正予算に準用する。

（予算区分）

- 第4条 歳入予算の区分は、別表第1のとおりとする。
- 2 歳出予算の区分は、別表第2のとおりとする。
- 3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2を変更することができる。

（予算の流用及び予備費の充当）

- 第5条 歳出予算の流用及び予備費の充当は、会長の決定によるものとする。
- 2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充当をしたときは、直近に開催される協議会の会議に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

- 第6条 協議会の出納は、会長が行う。
- 2 協議会に属する現金等は、会長が定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

- 第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会の出納員（以下「出納員」という。）を命ずることができる。

2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手續)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手續きは、岩見沢市の例により行うものとする。

2 出納員は、予算整理簿その他必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監査委員の意見書を付して、協議会の承認を得なければならない。

2 会長は、前項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに岩見沢市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	2 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

岩見沢市地域公共交通活性化協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程（案）

（趣旨）

第1条 岩見沢市地域公共交通活性化協議会規約第15条第2項の規定に基づき、岩見沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬の額）

第2条 委員の報酬の額は、日額8,800円とする。ただし、辞退の申し出があった者については支給しない。

（費用弁償の額）

第3条 委員が、協議会の用務のために旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の額及びその支給方法は、岩見沢市の一般職の職員の例による。

（報酬及び費用弁償の不支給）

第4条 前2条の規定にかかわらず、行政機関に属する委員に対しては、報酬及び費用弁償を支給しない。

（補足）

第5条 この規程に定めるもののほか、委員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

岩見沢市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、岩見沢市地域公共交通活性化協議会規約第17条第4項の規定に基づき、岩見沢市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関する事。
- （2）協議会の資料作成に関する事。
- （3）協議会の庶務に関する事。
- （4）前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

2 事務局長は、岩見沢市企画財政部企画室長をもって充てる。

3 事務局員は、岩見沢市企画財政部企画室及び岩見沢市建設部都市計画課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関する事。
- （2）物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事。
- （3）物品及び現金の出納に関する事。
- （4）前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、岩見沢市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印及び管理者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印は、事務局長が保管する。

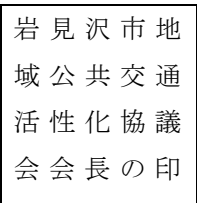
（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年1月26日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
岩見沢市 地域公共交通 活性化協議会 会長の印		てん書	24×24	会長名をも って発する 文書	1	事務局長